

訓練等給付

ア 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

◎ 就労移行支援

<サービス内容>

生産活動・職場体験の機会の提供・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練・求職活動に関する支援・その適性に応じた職場の開拓及び就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

<対象者>

就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識や技術の習得、就労先の紹介及びその他の支援が必要な65歳未満の者

<申請方法>

障害者手帳など障がい程度を証する書類を持参の上、申請してください。

<費用負担>

原則1割負担ですが、収入等により減免があります。

◎ 就労継続支援A型

<サービス内容>

通常の事業所での雇用が困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に対して、生産活動機会の提供・就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行います。

<対象者>

企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）で、次のいずれかに該当する者。

- ① 就労移行支援事業所を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

<申請方法>

障害者手帳など障がい程度を証する書類を持参の上、申請してください。

<費用負担>

原則1割負担ですが、収入等により減免があります。

◎ 就労継続支援B型

<サービス内容>

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所への雇用に至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者に対して、生産活動機会の提供・就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行います。

<対象者>

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者など、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者で、次のいずれかに該当する者。

- ① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な者
- ② 年齢が50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている利用希望者

<申請方法>

障害者手帳など障がい程度を証する書類を持参の上申請してください。

<費用負担>

原則1割負担ですが、収入等により減免があります。

イ 就労定着支援

<サービス内容>

一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

<対象者>

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月以上42月未満の者

<申請方法>

障害者手帳など障がい程度を証する書類を持参の上、申請してください。

<費用負担>

原則1割負担ですが、収入等により減免があります。

- ① 医学的な理由により外出や通所施設の利用が制限されている方
- ② 重度の身体障がいにより家庭における入浴に支障がある身体障がい児・者

<申請方法>

障害者手帳をご持参の上、申請してください。

<利用方法>

支給決定通知書を提示の上、サービス事業者と契約していただくことになります。

<費用負担>

原則1割負担（収入等により月額上限額が設定されます）